

○佐世保市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例

令和5年12月21日条例第81号

佐世保市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例

佐世保市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成27年条例第99号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第80条第1項の規定に基づき、地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第175号。以下「基準省令」という。）において定めるところによる。

（地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準）

第3条 地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準は、次条に定めるもののほか、基準省令に定めるところによる。

（暴力団等の排除）

第4条 地域活動支援センターの設置者（その者が法人である場合はその役員、その支店又は事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者とする。）及び施設長は、佐世保市暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員であってはならない。

（委任）

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和6年1月1日から施行する。